

石運輸第55号の2  
令和6年5月2日

一般旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので了知願います。

北信交旅第31号の2  
令和6年4月22日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて」の一部改正について

標記について、別紙のとおり公示したので了知されるとともに、関係者に周知されたい。

# 公 示

公示第4号

「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて」（平成26年3月27日付け公示第125号）を別紙のとおり一部改正する。

令和6年4月22日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて

新	旧
<p>公示第125号</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法（昭和26年法律第183号）等関係法令及び一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年7月1日付け公示第14号）の規定によるほか、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成26年3月27日</p> <p>北陸信越運輸局長 和辻 健二</p> <p>記</p> <p>I～IV（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この公示は、平成26年4月1日から適用する。</p> <p>2 この公示の適用日において営業所に配置する車両が、II法人タクシーの表示等4.（1）又はIII個人タクシーの表示等4.（1）の事項について、別表2の規格に適合していない車両については、平成26年9月30日までに適合するよう措置することとする。</p> <p>3 平成14年7月10日付け北陸信越運輸局長公示第38号「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車への運賃及び料金に関する事項の表示」については、平成26年4月1日限り廃止する。</p> <p>附 則（平成27年9月28日付け公示第44号） この公示は、平成27年10月1日から適用する。 なお、適用の際、現に法人タクシー事業者には雇用され運転者として選任されている者及び個人タクシー事業者は、平成28年3月31日までの間、登録タクシー運転者証（個人タクシー事業者にとっては、個人タクシー事業者乗務証）の交</p>	<p>公示第125号</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法（昭和26年法律第183号）等関係法令及び一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年7月1日付け公示第14号）の規定によるほか、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成26年3月27日</p> <p>北陸信越運輸局長 和辻 健二</p> <p>記</p> <p>I～IV（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この公示は、平成26年4月1日から適用する。</p> <p>2 この公示の適用日において営業所に配置する車両が、II法人タクシーの表示等4.（1）又はIII個人タクシーの表示等4.（1）の事項について、別表2の規格に適合していない車両については、平成26年9月30日までに適合するよう措置することとする。</p> <p>3 平成14年7月10日付け北陸信越運輸局長公示第38号「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車への運賃及び料金に関する事項の表示」については、平成26年4月1日限り廃止する。</p> <p>附 則（平成27年9月28日付け公示第44号） この公示は、平成27年10月1日から適用する。 なお、適用の際、現に法人タクシー事業者には雇用され運転者として選任されている者及び個人タクシー事業者は、平成28年3月31日までの間、登録タクシー運転者証（個人タクシー事業者にとっては、個人タクシー事業者乗務証）の交</p>

付を受けるまでは、従前の取扱いによるものとする。

附 則（令和2年4月8日付け公示第1号）

この公示は、令和2年4月8日から適用する。

附 則（令和5年8月16日付け公示第47号）

この公示は、令和5年8月16日から適用する。

なお、適用の際、現に表示している登録タクシー運転者証（個人タクシー事業者にあつては、個人タクシー事業者乗務証）は再交付を受けるまで、従前の取扱いによるものとする。

また、適用の際、現に事業の用に供している車両にあつては、改正後のIV4.（3）によらず、従前の取扱いによるものとする。

附 則（令和6年4月22日付け公示第4号）

この公示は、令和6年4月22日から適用する。

付を受けるまでは、従前の取扱いによるものとする。

附 則（令和2年4月8日付け公示第1号）

この公示は、令和2年4月8日から適用する。

附 則（令和5年8月16日付け公示第47号）

この公示は、令和5年8月16日から適用する。

なお、適用の際、現に表示している登録タクシー運転者証（個人タクシー事業者にあつては、個人タクシー事業者乗務証）は再交付を受けるまで、従前の取扱いによるものとする。

また、適用の際、現に事業の用に供している車両にあつては、改正後のIV4.（3）によらず、従前の取扱いによるものとする。

別表1～別表3 (略)

別表4 ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)の表示マーク

(ア) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」においてレベル2の認定を受けた車両は、次の表示マークを表示するものとする。



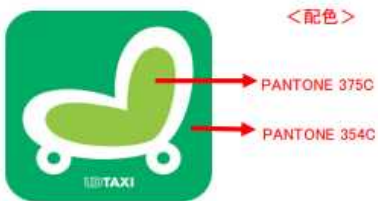
2020年4月以降標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定を受けた車両

(イ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」においてレベル1の認定を受けた車両は、次の表示マークを表示するものとする。



2020年4月以降標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定を受けた車両

(ウ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」においてレベル準1の認定を受けた車両は、次の表示マークを表示するものとする。



別表1～別表3 (略)

別表4 ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)の表示マーク

(ア) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」においてレベル2の認定を受けた車両は、次の表示マークを表示するものとする。



2020年4月以降標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定を受けた車両

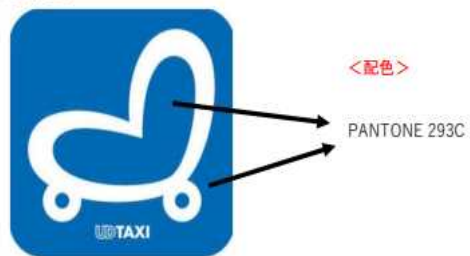
(イ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」においてレベル1の認定を受けた車両は、次の表示マークを表示するものとする。



2020年4月以降標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定を受けた車両

(新設)

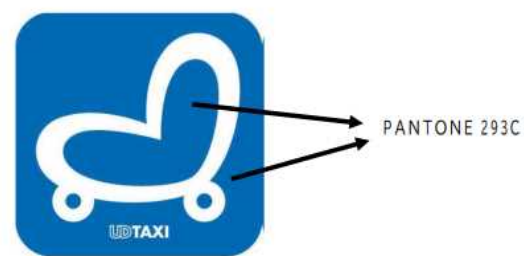
(エ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」における認定を受けていない車椅子用スロープ又はリフトを備えた車両は、次の表示マークを表示することを推奨するので、表示の実施を積極的に検討するものとする。



- (注)
- 1 上記の各表示マークの大きさは、縦横150mm以上とする。
  - 2 表示位置は、車体の前面、左側面及び後面の外部から見やすい位置（いずれも窓ガラス部分以外）とする。
  - 3 表示方法は、塗装、ステッカー又はマグネットによるものとする。

別表5 (略)

(ウ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」における認定を受けていない車椅子用スロープ又はリフトを備えた車両は、次の表示マークを表示することを推奨するので、表示の実施を積極的に検討するものとする。



- (注)
- 1 上記の各表示マークの大きさは、縦横150mm以上とする。
  - 2 表示位置は、車体の前面、左側面及び後面の外部から見やすい位置（いずれも窓ガラス部分以外）とする。
  - 3 表示方法は、塗装、ステッカー又はマグネットによるものとする。

別表5 (略)

国自旅第327号  
令和2年3月31日  
全部改正 国自旅第442号  
令和6年4月1日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

物流・自動車局旅客課長  
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定及びハイヤー事業限定を除く）における  
ユニバーサルデザインタクシー車両の車体表示について

様々な人が利用できる構造を有するユニバーサルデザインタクシー車両が流し営業で運行される場合に、その特長を発揮するためには、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人はもとより既存の一般タクシー利用者も乗車可能であることが外見で判別できることが必要である。については、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日国自旅第192号。以下「認定要領」という。）第6の3に基づき、ユニバーサルデザインタクシー車両の表示事項及び表示方法等の取扱いについて、下記のとおり定める。

各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、地域の実情に応じて当該表示に係る適切な方法を定め公表するとともに、管内事業者に対して周知・指導を徹底されたい。また、利用者に対する周知についても、機会を捉えて実施されたい。

## 記

### 1. 表示の対象となる車両及び表示すべきマークについて

認定要領第5に基づき認定された車両に表示すべきマークは、次の各号に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に定める様式とする。

- ① レベル準1 別紙1
- ② レベル1 別紙2
- ③ レベル2 別紙3

### 2. 表示マークの大きさについて

15cm四方以上とする。

### 3. 表示位置について

窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に外部より見やすいように、塗装又はステッカーにて表示するものとする。

### 4. 施行期日

令和6年4月1日より施行する。

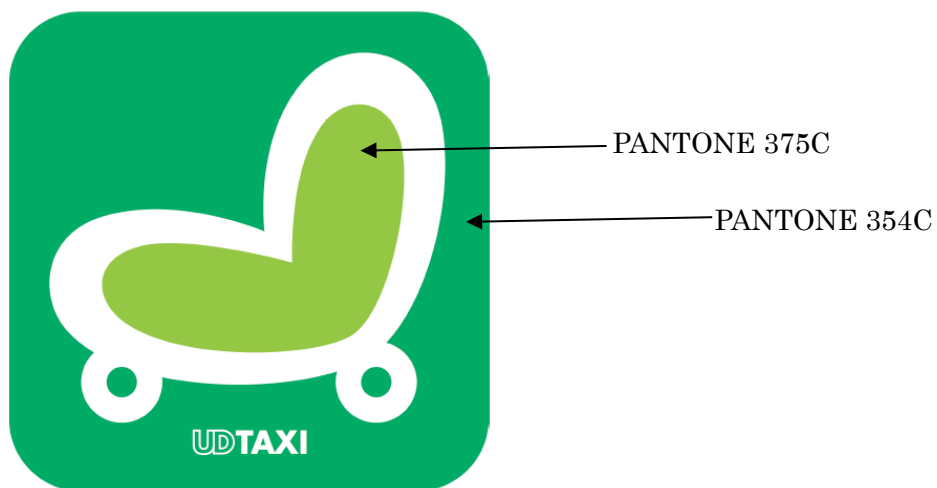


(別紙1)

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」(令和6年4月1日改正)において  
レベル準1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

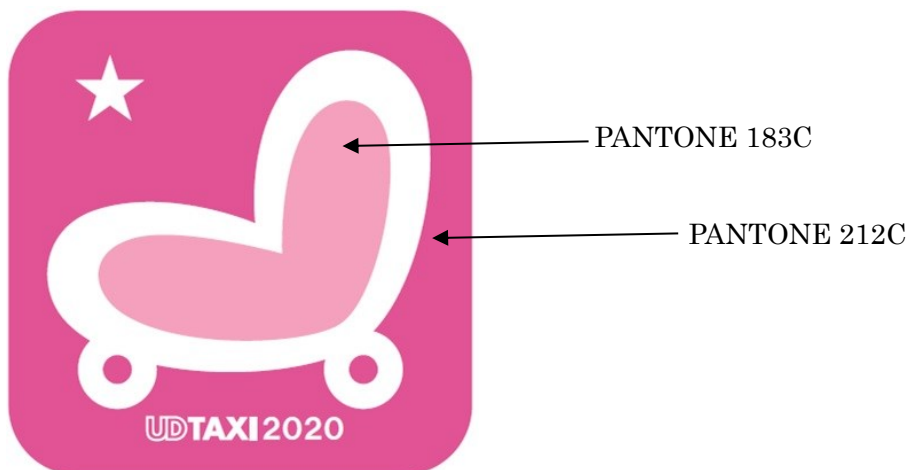


(別紙2)

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」(令和6年4月1日改正)において  
レベル1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について



(別紙3)

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」(令和6年4月1日改正)において  
レベル2の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

